

村山市移動販売支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、買い物のための移動手段を持たない高齢者等（以下「買物困難者」という。）をはじめとする市民の生活環境の向上を図るため、移動販売車による定期的な移動販売を行う事業者に対し補助金を交付することについて、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動販売車 精肉、生鮮魚介類、野菜その他の食料品及び飲料並びに日常生活物資（以下「食料品等」という。）を、品質を保持しながら積載及び陳列する機能を有し、あらかじめ巡回する経路や時間を設定して移動し販売する車両をいう。ただし、特定の販売品目のみの移動販売、車内で調理加工をした食品等を販売する移動販売、特定世帯及び施設に訪問しての移動販売並びに商品のみを配達するものを除く。
- (2) 見守り活動 日常の移動販売の業務において、地域の状況又は市民の日常生活で異常と思われる状況を発見したときに関係機関に連絡することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する法人、団体及び個人（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 販売品目が一部の品目に偏ることなく食料品等全般の販売を行うこと。
 - (2) 補助金の交付決定を受けた初年度から5年間以上継続して移動販売事業を行う意思があること。
 - (3) 見守り活動に協力できること。
 - (4) 法人等及び法人等を代表する者が市税等を滞納していないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係がない者であること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する法人等は、補助対象としない。
- (1) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする法人等
 - (2) 公序良俗に反する活動を行う法人等
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

- 3 補助対象者は次に掲げる条件を具備しなければならない。
- (1) 市内において、1週あたり概ね3日以上、移動販売を行うこと。
 - (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びその他移動販売業務に係る法令を遵守し、必要な許認可を受けていること。
 - (3) 移動販売車の適切な管理及び安全な運行に留意し、任意自動車保険に加入していること。
 - (4) 買物困難者の要望に対応するため、巡回コース等の設定について、必要に応じ市と協議すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費が国、県その他の補助事業の補助対象となっている場合は、補助対象外とする。

区分	補助対象経費	補助額
移動販売車の取得費用	移動販売車の取得に要する経費（車両本体及び付属品、初回検査登録に必要な諸経費に限る。）	各区分の合計した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、150万円を上限とする。ただし、同じ法人及び個人事業主に対し、1度限りの適用とする。
移動販売車への改造又は既存の移動販売車の改修費用	陳列棚、冷蔵・冷凍設備、放送設備・電気設備、車体ラッピングその他市長が必要と認める経費	
備品費用	什器、看板製作費その他市長が必要と認める経費	

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の趣旨から補助することが適当でないと認められる経費は、補助対象外とする。
- 3 補助金の額を算定するにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを補助対象経費から控除して算出するものとする。ただし、算出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、村山市移動販売支援事業補助金交

付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 移動販売巡回コース図及び巡回予定表
- (4) 補助対象経費の積算根拠となる資料
- (5) 月平均の売上高、売上原価及び経費の見通しを示した資料
- (6) 滞納のない証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに村山市移動販売支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項による補助金交付決定において、第4条第3項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 市長は、第4条第3項ただし書による補助金交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して補助金交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費の3割を超える増減が伴う変更
- (2) 補助対象経費の3割を超える増減が伴う変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により市長の承認を受けようとするときは、村山市移動販売支援事業補助金変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（当該事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、当該事業の補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、村山市移動販売支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (4) 写真等補助事業の実施状況が確認できる書類
- (5) 移動販売車の車検証及び当該車両の任意自動車保険証書

- (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 第4条第3項ただし書に該当した補助対象者は、前項による実績報告書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第4条第3項ただし書きに該当した補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した事業者については、その減じた額を上回る部分の額）を村山市移動販売支援事業補助金に係る消費税の額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに市長へ報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
 - 4 前項の場合において補助対象者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定があった日の翌年5月31日までに同様式により市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

- 第9条 市長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により確定した額が第6条の規定により交付決定した額と同額である場合は、前項に規定する通知を省略できる。この場合、第6条の規定により交付決定した額をもって前項に規定した額とみなす。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金等に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定による補助金の返還は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合によるものとする。

交付決定日から返還事由が発生した日が属する会計年度までの経過年数	補助金返還割合 (1,000円未満は切り上げ)
1年未満	全額
1年以上2年未満	5分の4
2年以上3年未満	5分の3
3年以上4年未満	5分の2
4年以上5年未満	5分の1

(関係帳簿の整備等)

第11条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該関係帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(事業実施状況の調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、前条の保管期間内において補助対象者に対し報告を求め、又は関係帳簿、販売稼動実績等を調査することができる。

(財産処分の制限)

第13条 補助対象者は、取得した移動販売車を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ村山市移動販売支援事業補助金取得財産等の処分承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、移動販売車を取得した日の属する会計年度の終了後5年を経過したときは、この限りでない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

村山市長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

村山市移動販売支援事業補助金交付申請書

下記のとおり村山市移動販売事業を実施したいので、村山市移動販売支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

2 消費税仕入控除税額の取扱いについて（該当する項目に☑を入れること。）

課税事業者であり、かつ、消費税仕入控除税額が確定しており、交付申請額は当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額した。（積算資料を添付すること）

（積算）補助金所要額 円（A）

消費税仕入控除税額 円（B）

補助金申請額 円（A－B）

課税事業者となっていないので、交付申請額には補助金に係る消費税仕入控除税額は減額していない。

消費税仕入控除税額が確定していないので、交付申請書から当該補助金に係る消費税仕入控除税額は減額していない。

3 添付資料 別紙のとおり

事業計画（実績）書

事業の概要

店舗の名称			
店舗等の所在地			
販売開始日			
販売する品目			
販売経路等	経路	販売曜日	販売経路（起点～終点）
	1		起点（村山市 番地 ）付近 終点（村山市 番地 ）付近
	2		起点（村山市 番地 ）付近 終点（村山市 番地 ）付近
	3		起点（村山市 番地 ）付近 終点（村山市 番地 ）付近
	4		起点（村山市 番地 ）付近 終点（村山市 番地 ）付近
	5		起点（村山市 番地 ）付近 終点（村山市 番地 ）付近
	6		起点（村山市 番地 ）付近 終点（村山市 番地 ）付近
	7		起点（村山市 番地 ）付近 終点（村山市 番地 ）付近
移動販売に使用する 自動車の概要		メーカー・車種名： 排気量：	
備考			

様式第3号（第5条、第8条関係）

収支予算（精算）書

収入の部

区 分	予算（精算）額	摘要
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

区 分	予算（精算）額	摘要
移動販売車の取得費用		
移動販売車への改造または 既存の移動販売車の改修費用		
備品費用		
計		

※移動販売車の取得方法について、該当する項目を選択すること

購入

リース（契約期間：令和 年 月～令和 年 月）

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

村山市長



村山市移動販売支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度村山市移動販売支援事業補助金について、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 円

- 2 交付決定に付す条件
 - (1) 第3条第1項各号及び同条第3項各号に規定する条件を遵守すること。
 - (2) 申請の年度内に事業を開始すること。
 - (3) 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでなかったものについては、補助金の確定において減額するものとする。

村山市長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

村山市移動販売支援事業補助金変更申請書

年 月 日付 号で交付決定のありました村山市移動販売事業について、次のとおり変更したいので、村山市移動販売支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助事業に要する経費及び補助金の変更額

区分	変更前		変更後	
	補助対象経費	補助金所要額	補助対象経費	補助金所要額
取得経費				
改造又は改修経費				
備品費				
合計				

4 その他添付資料

(注) 交付申請時において提出した添付資料に変更がある場合は、変更した資料を添付すること

村山市長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

村山市移動販売支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 号で交付決定のありました村山市移動販売事業を完了したので、
村山市移動販売支援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 補助事業に要した経費及び補助金交付決定額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要した経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額 | 円 |

2 添付資料

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類（写し）
- (4) 写真等補助事業の実施状況が確認できる書類
- (5) 移動販売車の車検証及び当該車両の任意自動車保険証書
- (6) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

村山市長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

村山市移動販売支援事業補助金に係る消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付 号で交付決定のありました村山市移動販売事業について、仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、村山市移動販売支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

記

- 1 補助金額（交付決定通知書により通知した額）
金 _____ 円
- 2 補助金交付決定時における消費税仕入控除税額
金 _____ 円
- 3 消費税額の確定に伴う消費税仕入控除税額
金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額
金 _____ 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

村山市長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

村山市移動販売支援事業補助金取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付 号で交付決定のありました村山市移動販売事業補助金により取得した移動販売車を下記のとおり処分することについて、村山市移動販売支援事業補助金要綱第13条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 移動販売車の登録番号・取得日

- 2 処分の方法

- 3 処分の理由